

# 市役所本庁 受付案内業務の労働条件改善が必要

## 大変重要な業務

来庁者の多くが一番最初に接する部署が受付案内であり、対応者の第一印象が市の品位ともなり大変重要な業務です。ところがこの業務に従事する労働者は市の職員ではなく、民間業者に雇用されている労働者です。職員ではありませんが、さまざまな来庁者の質問に的確に迅速に対応できるよう非常な努力をし、丁寧な対応を心掛けています。



## 3年ごとに労働条件が悪化

堺市は3年ごとの入札で最低価格業者に発注をしており、業務に就く労働者は変わらないのに入札のたびに労働条件が悪くなってきました。交通費が支給されなくなり、今回それだけでなく低い時間単価はさらに40円下がり最低賃金プラス1円の820円になり、社会保険にも入れなくなりました。重要な仕事にもかかわらず市は業務委託し、ある場面では偽装請負的な状況も発生している始末です。3年ごとに入札を繰り返す業務委託方式を改めることが求められます。

## 最低賃金見直し

現在、最低賃金見直し議論のなかで大阪府の見直し目安額はプラス19円の839円です。しかし全国的に最低賃金は1000円以上が必要です。業務委託の見直しと共に、賃金を大幅に上げることを含め労働条件の改善が求められます。



## 阪神高速大和川線 常磐東開削トンネル工事に設計ミス

現場を視察して議会で質問



阪神高速道路大和川線の常磐東開削トンネル工事に設計ミスで、追加工事が必要となり、新たな税負担が発生することになった問題について、現地を視察し、議会で取り上げました。

開削を進めると立坑が不安定になり傾くことを防ぐとして大阪府は41億円の追加工事を決め、ストップしていた工事を再開。併せて当時の設計会社に7.5億円の損害賠償を請求する訴訟に踏み切りました。

請求額は本来とるべき工法(278.2億円)と今回(283.9億円)との差額5.7億円に遅延損害額1.8億円を加えた7.5億円です。設計を担当したコンサル会社は府の指示通り設計したとして争う構えです。

開削区間はもともと大阪府の事業区間でした。ところが政令市になった2006年(平成18年)、堺市の事業区間となったものです。開削工事は設計から開削工事すべてを府が進めて来ました。追加工事41億円を府はすでに出していますが、訴訟次第では堺市が負担する羽目になるかもしれません。

府が起こした設計ミスのツケを堺市に押し付けることはゆるせません。

詳細な説明を堺市議会に對し行おう求めています。



## 教室にエアコン

中学3年生の全教室に設置されました。中学1・2年生は来年度中に設置されます。

## ボタンひとつで緊急通報

## ひとり暮らしのお年寄りも安心

ひとり暮らしのお年寄りやお年寄りのみ世帯の方が急に体調を崩されるなど万一の事態があった場合に、ボタンひとつで消防局への緊急通報や24時間いつでも看護師などの専門職による健康相談をうけることのできるサービスです(2014年3月末時点5,287世帯が利用)。これまでNTTのアナログ電話回線のみでしか利用できませんでしたが、今年度中に、光回線でも利用可能になります。申し込みは、各区役所の地域福祉課。



# 日本共産党 堺市議団 市政報告

日本共産党堺市会議員団控室  
TEL 072(228)7261  
FAX 072(223)4705  
議員団 HP  
http://www.jcp-sakai.org/

## 安倍内閣に レッドカード を!!

安倍自公政府は、集团的自衛権行使容認、特定秘密保護法、消費税10%、原発再稼働認可、沖縄の米軍新基地建設強行など、国民多数の反対の声を無視して数の力で押し通そうとしています。こんな安倍政権の暴走にストップをかけましょう。

中でも、集团的自衛権行使容認問題は決定的で、戦後日本のあり方を根底から覆すもので、歴代自民政権の中でも戦後最悪の内閣と言えます。

そうした中で、自民党の歴代幹事長(野中氏 古賀氏 加藤氏)も反対の論陣を張っています。

保守・革新を超えた大きな共同の力で「あまりにもひどい安倍政権」に退場してもらいましょう。



2014年7月29日付 朝日新聞より



## 集团的自衛権の行使容認の解釈改憲を行わないよう求める意見書(案)

日本共産党	大阪維新の会	公明党	ソレイユ堺	自由民主党市民クラブ	田中(文)議員	長谷川議員	本会議での採択結果
○	×	×	△※	×	○	○	否決

※ソレイユ堺の意見書に対する態度 議長・採決に加わらず。賛成3人反対5人退席1人

## 何の歯止めにもならない「新3要件」

閣議決定した「新3要件」は、「我が国が直接攻撃されたとき、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明確な危険がある時」に自衛隊による武力行使を認めるというものです。

武力行使を認める「明確な危険がある」と判断するのは時の政府です。その判断を政府が「全ての情報を総合して客観的、合理的に判断」としてしています。

いつの間にか自衛隊が他国の戦争に参加することになった時に国民がその理由を政府に尋ねると「それは特定秘密です」と言うこととなります。

憲法に反して時の政府の勝手な解釈で日本を戦争する国に変えてはいけません。

くりこま 栄一(西区) ☎244-0517 森 よりのぶ(中区) ☎276-6506 田中 ひろみ(堺区) ☎243-7030  
城 勝行(南区) ☎297-1777 げん中みおこ(南区) ☎234-0221 石谷 やす子(堺区) ☎256-4480  
いぬい恵美子(東区) ☎236-2822 石本 京子(北区) ☎285-6573

無料法律相談(要予約): 各議員または議員団控室(228-7261)までご連絡ください

